

## 引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険および国民年金の資格の確認や選挙人名簿への登録など各種行政サービスを受けるための大切な手続きです。入学、就職、転勤などによる引越しで、住所を異動される方は、窓口での正確な住所変更が必要となります。

また、虚偽やなりすましなどの不当な届出を防止するため、受付する際に届出人の本人確認をさせていただきますので、本人確認書類（A書類1点または、B書類2点）をご持参ください。

A書類	顔写真付きの身分証明書 （運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳など）
B書類	「氏名、生年月日」または、「氏名、住所」が記載されている書類 （健康保険証、介護保険証、年金手帳、医療受給者証、年金証書、社員証、学生証など）

### ○「マイナンバーカード」などの住所変更について



身分証明書となる「マイナンバーカード（個人番号カード）」、「住民基本台帳カード」に記載されている住所は、最新のものにする必要がありますので、住所の異動手続きと併せて、カードの住所変更の届出を行ってください。

### ○住民票の異動手続きについて

#### <他の市区町村に転出・転入される場合>

引越前の市区町村 【転出前に】 転出届を提出して、転出証明書を受け取る



引越先の市区町村 【転入した日から14日以内に】 転出証明書を添えて転入届を提出

#### <同一の市区町村内で転居される場合>

住民票のある市区町村 【転居した日から14日以内に】 転居届を提出

### ○マイナンバーをお知らせする通知カードについて



住民のみなさんに送付している「通知カード」は令和2年5月末までに廃止が予定されています。

廃止されると、「通知カード」の住所変更の手続きはできなくなりますので、住所を異動される方は、速やかに住所変更の届出を行ってください。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：畠中